

金沢信用金庫クイックサービス利用規定

1. 適用範囲

本規定は、金沢信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が店舗に設置する専用端末（タブレット）においてお客さまご自身の入力により取引を申込み、利用する「金沢信用金庫クイックサービス」（以下「本サービス」といいます。）について適用されます。

2. サービス内容

本サービスでは、お客さまの「通帳」または「キャッシュカード」と後記4に定める暗証番号の入力により、当金庫所定の書類（伝票）への記名（署名）および届出の印章による押印を省略してお取扱いすることができます。ただし、法令等により署名や印章による押印が必要な取引は対象外とします。

3. 利用者

本サービスをご利用できるお客さまは以下のとおりです。

- (1) 個人のお客さまは、ご本人さま（預金者）のみ。
- (2) 法人等のお客さまは、代表者の方および代表者から取引の委任を受けている方。
- (3) 「成年後見制度に関する届出書」をご提出いただいているお客さまは、本サービスをご利用できません。

4. 暗証番号等

本サービスで利用する暗証番号は、「キャッシュカード暗証番号」（キャッシュカード利用時）または新たにご登録いただく「クイックサービス専用の暗証番号」（通帳利用時）といたします。「クイックサービス専用の暗証番号」は、「キャッシュカード暗証番号」と同様に適時変更することを推奨します。

なお、「クイックサービス専用の暗証番号」（通帳利用時）をご登録いただく際は、「金沢信用金庫クイックサービス暗証番号」登録申込手続きをしていただきます。「キャッシュカード暗証番号」（キャッシュカード利用時）をご利用いただく場合は、「金沢信用金庫クイックサービス暗証番号」登録申込手続きは不要です。

5. 暗証番号等の管理

キャッシュカード、通帳、暗証番号は厳重に管理してください。暗証番号は第三者に知られないよう特に厳重に管理をしてください。また、他人に推測されやすい番号の使用は避けてください。

6. 暗証番号の変更

「クイックサービス専用の暗証番号」を変更する場合は、専用端末（タブレット）にて現在使用している暗証番号を入力後に新しい暗証番号を登録してください。また、暗証番号を失念した場合は、ご利用の店舗で所定の手続きを行ってください。

7. 暗証番号の取消等

「クイックサービス専用の暗証番号」を取消する場合は、ご利用の店舗で所定の手続きを行ってください。また、当金庫またはお客さまのいずれか一方の都合により、いつでも取消することができるものとします。

8. 取引の成立

本サービスにより取引の申し込みが行われた場合は、当金庫が承諾した場合にのみ取引が成立したものとします。

9. 本人確認

本サービスのご利用にあたって、取引の正当な権限者であることを確認するため、本人確認書類等の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が承諾するまでは、お申込みは成立しません。

10. 免責事由

前記4に定める暗証番号等による本人確認が正常に完了した場合は、当金庫は、お客さま本人による本サービスの利用とみなし、専用端末（タブレット）、暗証番号等について当金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故が生じたとしても、そのために生じた損害については、当金庫の責による場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

11. 故障時等の取扱い

停電、故障等により、専用端末（タブレット）による取扱いが出来ない場合は、本サービスはご利用いただけません。

12. 規定の適用

本規定に定めのない事項については、各種預金規定、各種キャッシュカード規定および振込規定により取扱いします。

13. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法により変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

14. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2026 年 2 月 16 日制定)